

元初健食第 49 号
令和 2 年 3 月 26 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課長・学校保健担当課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

三 好 圭

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長

平 山 直 子

(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した児童生徒等への
対応について (3/26 現在) (通知)

中国から帰国した児童生徒等への対応については、当面の考え方として「『中国から帰国した児童生徒等への対応について (2/10 現在) (通知) (令和 2 年 2 月 10 日付け元初健食第 43 号)』」を示していたところですが、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえ、同通知を廃止し、今後は本通知の別紙 1 のとおりとします。

つきましては、内容を確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

す。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人，大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体，文部科学大臣所轄学校法人，大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して，独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して，都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して，厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

（保健管理に関すること）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 学校保健対策専門官

T E L : 03-6734-2976

（就学機会の確保に関すること）

文部科学省総合教育局男女共同参画共生社会学習・安全課日本語指導係

T E L : 03-6734-2035

海外から帰国した児童生徒等への対応について

(3月26日時点更新)

<海外から帰国した児童生徒等の保健管理>

- (1) 新型コロナウイルス感染症に起因して海外から帰国した幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）については、以下のとおり対応すること。

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域(※)」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域(※)」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月24日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

<検疫強化対象地域>

東アジア：中国、韓国の全域

ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

中東：イランの全域

アフリカ：エジプトの全域

北米：米国の全域

<入管法に基づく入国制限対象地域>

<中国>湖北省、浙江省

<韓国>大邱広域市、慶尚北道（清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡）

<イラン・イスラム>ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州

<スペイン>ナバラ州、バスク州、マドリード州、ラ・リオハ州

<アイスランド>全ての地域

<情報の収集・提供>

- (2) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を学校医及び保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を教職員に提供するとともに、必要に応じ、児童生徒等や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

(参考)

・新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～（首相官邸ホームページ）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

<新型コロナウイルス感染症対策への共通理解>

(3) 教職員が新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持つとともに、基本的な感染症対策を含めた対応について共通理解を深めるよう努めること。

(参考) 学校において予防すべき感染症の解説<平成 30 (2018) 年 3 月発行>

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#1

<児童生徒等の人権への配慮>

(4) 児童生徒等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を元に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること。

(参考) 文部科学大臣メッセージ「保護者、学校の教職員の皆さんへ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00001.html

<就学機会の確保等>

(5) 一時的な帰国であっても就学の機会が適切に確保されることが重要であることから、以下のとおり、主として義務教育段階の児童生徒への対応の留意点を示すが、その他の生徒等への対応の際にも、これに準じて十分留意されたいこと。

(ア) 学齢簿の編製等

一時帰国した児童生徒等からの転入学の希望を受けた場合には、上記(1)に留意の上、居住実態に基づき学齢簿を編製するなど、可能な限り弾力的に取扱うこと。

いわゆる「体験入学」による受け入れを希望された場合について、教育委員会の裁量による「体験入学」の実施を妨げるものではないが、「体験入学」を行っていないことを理由に受け入れが行われないことがないように、保護者に対し、居住実態に基づき転入学が可能であることを説明するなど、児童生徒等の就学機会が確保されるよう適切に対処すること。

(参考) 住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について
(通達) (昭和 42 年 10 月) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1307930.htm

(イ) 教科書の取扱いについて

一時帰国した児童生徒等が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和2年度使用教科書の無償給与を行うこと。

(ウ) 就学援助等について

一時帰国により転入学した児童生徒等に対しては、就学援助制度等の周知を適時に行い、援助の実施漏れがないようにするとともに、当該児童生徒等が年度の中途において就学援助等を必要とする場合は、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。

(エ) 学習指導等における配慮について

一時帰国した児童生徒等が在籍する学校においては、当該児童生徒等の滞在国における学習状況を踏まえ、適切に対処すること。

(オ) 心のケアを含む健康相談等の充実について

一時帰国した児童生徒等を受け入れた学校においては、児童生徒等の状態に鑑み、必要があれば臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーによる援助を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

(カ) 災害共済給付制度

一時帰国した児童生徒等が国内の学校における教育活動を安心して受けられるよう、速やかに災害共済給付制度に加入できるようにすること。

(キ) 相談窓口の設置

海外から一時帰国中又は一時帰国を予定している児童生徒等の学習等に関する相談等に対応するため、文部科学省及び公益財団法人海外子女教育振興財団に相談窓口を設置しているので、必要に応じて保護者等へ下記連絡先を紹介すること。

<文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課 教育相談員>

受付時間：月～金(土日祝を除く)9：30～18：15

専用ダイヤル 電話番号(海外から) +81-3-6734-3562

(日本国内から) 03-6734-3562

<公益財団法人 海外子女教育振興財団 お問い合わせ窓口>

受付時間：月～金(土日祝を除く)10：00～17：00

専用ダイヤル 電話番号(海外から) +81-3-4330-1351

(日本国内から) 03-4330-1351